

第4章 安全で快適な生活環境の実現

【施策の方向】

- 大気質や水環境に係る対策、化学物質による環境問題等への対応、土壌汚染や地盤沈下に係る対策を推進します。
- 騒音、振動、悪臭、光害などの対策を推進します。
- 緑と水のある生活空間や良好な景観の保全・創造を推進します。
- 文化財の保存と活用を推進します。

第1節 オゾン層の保護対策の推進

現 状

- オゾン層は、1980年代頃から徐々に減少しはじめ、近年の世界のオゾン量は1980年以前と比較すると4.0%減少しています。1982年に発見された南極上空のオゾン量が極端に減っている現象「オゾンホール」は世界に衝撃を与えました。その面積は1990年頃にかけて急激に大きくなり、その後も徐々に拡大していましたが、2005年のオゾンホールは、面積、欠損量ともに過去10年間の中では平均的な値でした。
- 日本におけるオゾン全量の観測では、90年代以降はほとんど変化がない状況でしたが、オゾン層の破壊は、地上での有害紫外線の量を増加させることになり、生態系への影響、皮膚ガンや白内障、免疫機能の低下等、人への健康被害が懸念されています。
- 本県におけるフロン回収破壊法に基づく平成20年度におけるフロン回収量は、第一種フロン類（業務用冷凍空調機器）が33.3トン、第二種フロン類（カーエアコン）が0.005トンです。

課 題

- 現在も、型式の古い冷蔵庫やエアコンの冷媒には、依然としてオゾン層破壊物質が使用されています。
- フロン類の生産・使用規制や既に市場に出回っているフロン類の回収・破壊の徹底、ノンフロン製品の普及など、民間、行政が一体となった取組が求められています。
- オゾン層破壊やフロン類による地球温暖化、有害紫外線の影響について、事業者や県民に対し普及啓発を推進していく必要があります。

施策の方向性

- フロン回収・破壊法の適切な運用のため、回収業者の登録を徹底します。また、回収業者への立入検査・指導・助言等に取り組みます。
- パンフレット等を活用したオゾン層保護及び地球温暖化防止に関する情報提供及び普及啓発に取り組みます。

○オゾン層保護対策推進月間（9月）において、熊本県広報誌、市町村広報誌等を活用し、集中した広報に取り組みます。また、講演会、研修会等の開催に取り組みます。

【オゾン層の保護対策の推進に係る基本目標】

◎フロン類の回収・破壊の徹底を進めます

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
第一種フロン回収業者への立入検査実施率(年間)	100% (H21)	100% (全施設の5分の1)	5年で全施設を実施
フロン回収破壊法に基づく第一種特定製品に係る回収量 (年間：20トン以上)	35.08トン (H21)	20トン以上	フロン回収業者等の指導

第2節 酸性雨対策の推進

現 状

- 酸性雨の原因物質は、化石燃料の燃焼に伴う硫黄酸化物及び窒素酸化物と考えられています。
- 酸性雨については、県内4地点で酸性雨の実態把握調査を実施し、その結果を県民に公表しています。また、現在、九州、沖縄、山口の各県、及び全国環境研協議会による酸性雨に関する共同調査研究を実施し、原因解明に努めています。
- 県内4地点すべてで酸性雨（pH5.6以下）が観測されています。

（平成21年度調査結果）

八代市 4.58 阿蘇市 4.47
宇土市 4.39 苓北町 4.49

表4-1 熊本県内4地点における酸性雨の状況（pH値）

			H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
降 雨 時 開 放 型 捕 集 装 置	八 代 市	初 期 降 雨	4.35	4.42	4.31	4.30	4.43	4.34	4.26	4.34	4.47	4.55	4.58
		一 降 雨	4.67	4.76	4.71	4.68	4.77	4.75	4.61	4.56			
	苓 北 町	初 期 降 雨	4.37	4.43	4.53	4.47	4.41	4.75	4.61	4.53	4.39	4.48	4.49
		一 降 雨	4.95	4.94	4.78	4.75	4.89						
		阿 蘇 市	4.91	4.85	4.83	4.68	4.63	4.62	4.54	4.62	4.40	4.50	4.47
		人 吉 市	4.97	4.76	4.73	4.75	4.91	4.89	4.88	4.75	4.48	—	—
	宇 土 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.55	4.39	

出典：環境保全課作成

課 題

- 酸性雨に起因する被害は認められていませんが、このような傾向が続けば生態系被害や土壌の酸性化等の影響が出る可能性も指摘されており、調査研究等により原因の解明に努める必要があります。
- 国においては、長期モニタリングの着実な実施と東アジア酸性雨モニタリングネットワークを通じた調査研究の普及等を今後の課題としています。
- 本県においては、現在4地点で実態把握調査を実施していますが、より広域的な状況を把握するため、県内全域の主要な地点における調査が必要です。
- 調査に当たっては、市町村と連携し、継続的に調査を実施していく必要があります。
- 国や海外との情報交換に努める必要があります。

施策の方向性

- 県内4地点における実態把握調査に取り組みます。
 - ・八代市、苓北町、阿蘇市、宇土市で雨水のpH等調査
- 原因物質を排出する工場・事業場への立入調査・指導の実施、公共交通機関利用促進等による自動車対策の実施に取り組みます。
- 国内外の情報の収集、近隣国での対策推進を国を通じて求めています。

【酸性雨対策の推進に係る基本目標】

- ◎酸性雨の実態把握を継続して実施します

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
県内4地点における酸性雨実態把握調査の実施（年間）	継続実施	継続実施	継続実施

第3節 大気質に係る対策の推進

1 地域の大気循環の保全策の推進

現 状

- ばい煙発生施設については、工場・事業場に対して立入調査を行い、施設の使用状況等調査、低硫黄分の燃料使用の指導、ばい煙等の自主測定実施の指導を行っています。
- 粉じん発生施設については、立入調査により大気汚染防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づき指導を行っています。
- 二酸化硫黄(※1)については、測定局により多少の増減はあるものの、低濃度で推移しており、環境基準の長期的評価に照らしてみるとすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 二酸化窒素(※2)については、低濃度で推移しています。環境基準の長期的評価に照らしてみるとすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 浮遊粒子状物質(※3)については、環境基準の長期的評価に照らしてみるとすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダント(※4)については、すべての測定局で環境基準が未達成です。なお、全国の環境基準の達成状況は、0.1%です。

本県では平成18年6月に、県内初となる光化学スモッグ(※5)注意報を発令(1時間値0.12ppm以上)しました。平成19年度は、延べ4日間、計7地域、平成21年度は、延べ2日間、計3地域に注意報を発令しました。

監視体制強化のため、光化学オキシダント測定局を増設(平成21年度4局増設23局体制)しました。

(※1) 二酸化硫黄

主に石油や石炭などの化石燃料の中に含まれる硫黄分の燃焼によって生じる物質です。脱硫装置の普及や自動車排ガス規制により全国的に改善されています。

(※2) 二酸化窒素

ほとんどが物質の燃焼によって生じる物質です。工場や自動車の排ガスのほかにストーブやボイラーでも発生します。

(※3) 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する浮遊粉じんのうち大気中に長期間滞在し、呼吸器系に影響を与える粒子径が10ミクロン以下の微細な粒子です。

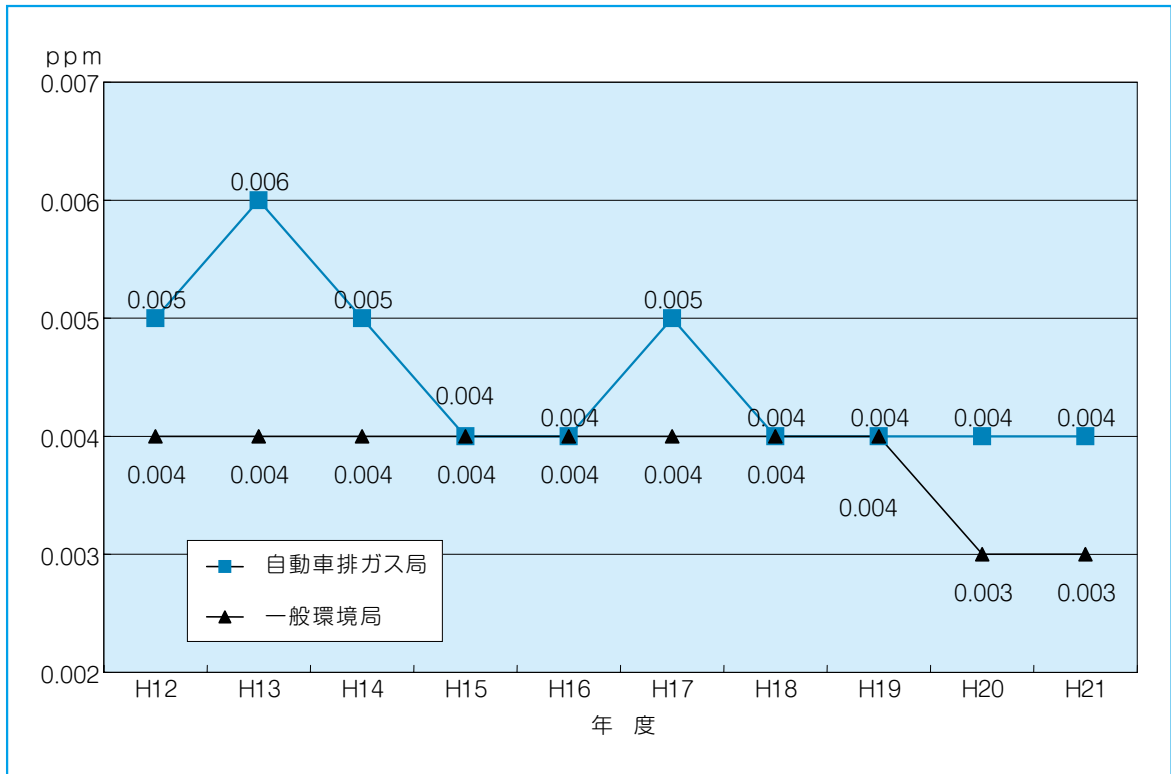
(※4) 光化学オキシダント

光化学スモッグの主成分で、オゾン、アルデヒド、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の総称です。環境基準は1時間値0.06ppm以下です。

(※5) 光化学スモッグ

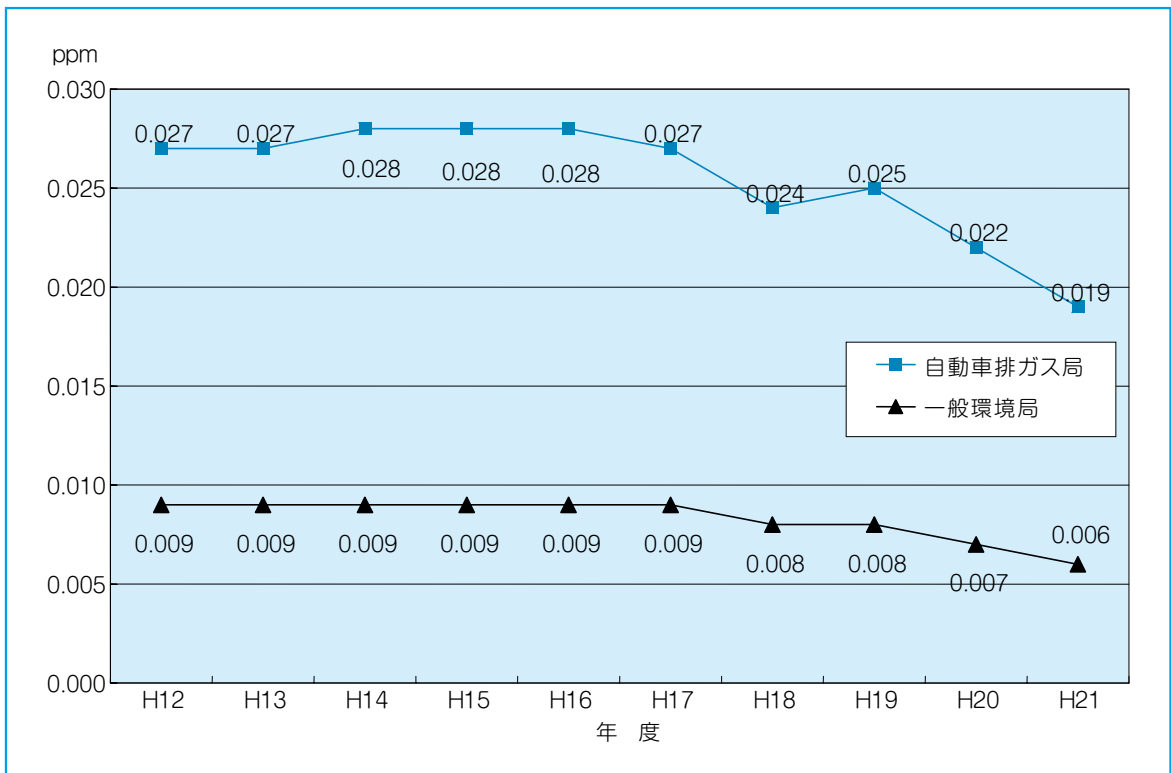
日差しが強く風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は目がチカチカしたり、のどの痛みや視程障害を起こしたり、呼吸器系皮膚粘膜をおかすなどの症状が現れます。

図4-1 熊本県内の二酸化硫黄の年平均値経年変化



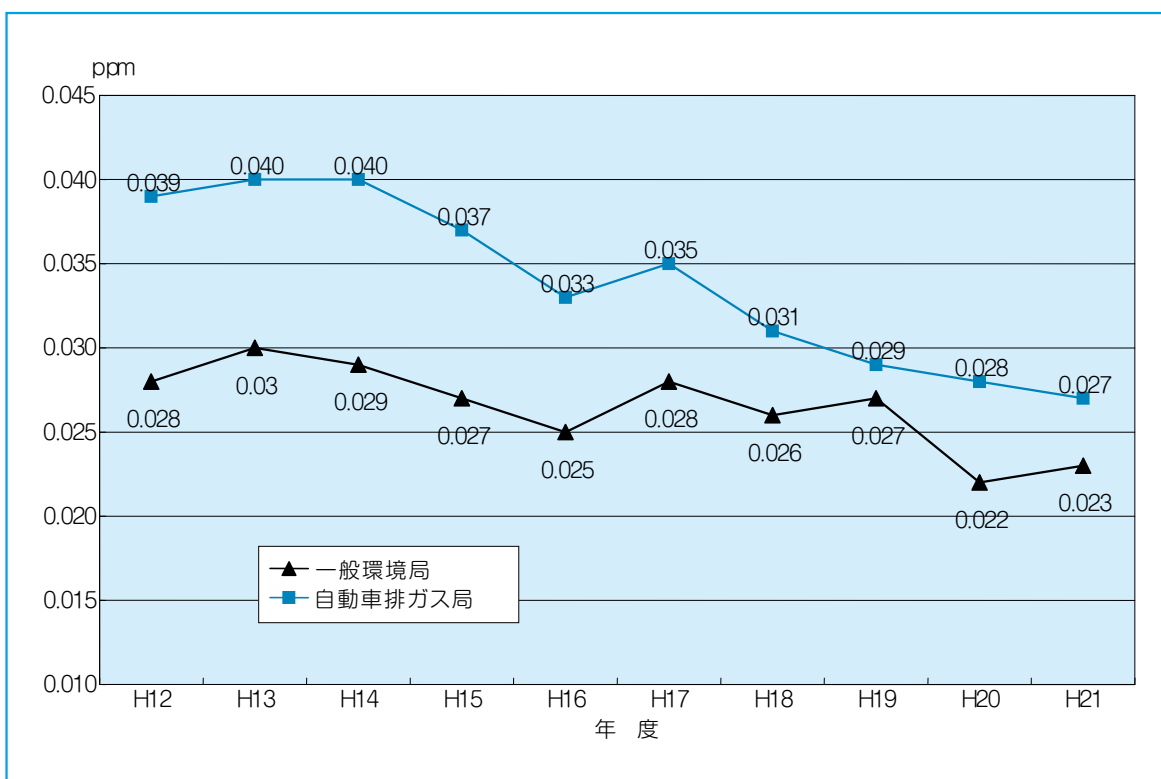
出典：環境保全課作成

図4-2 熊本県内の二酸化窒素の年平均値経年変化



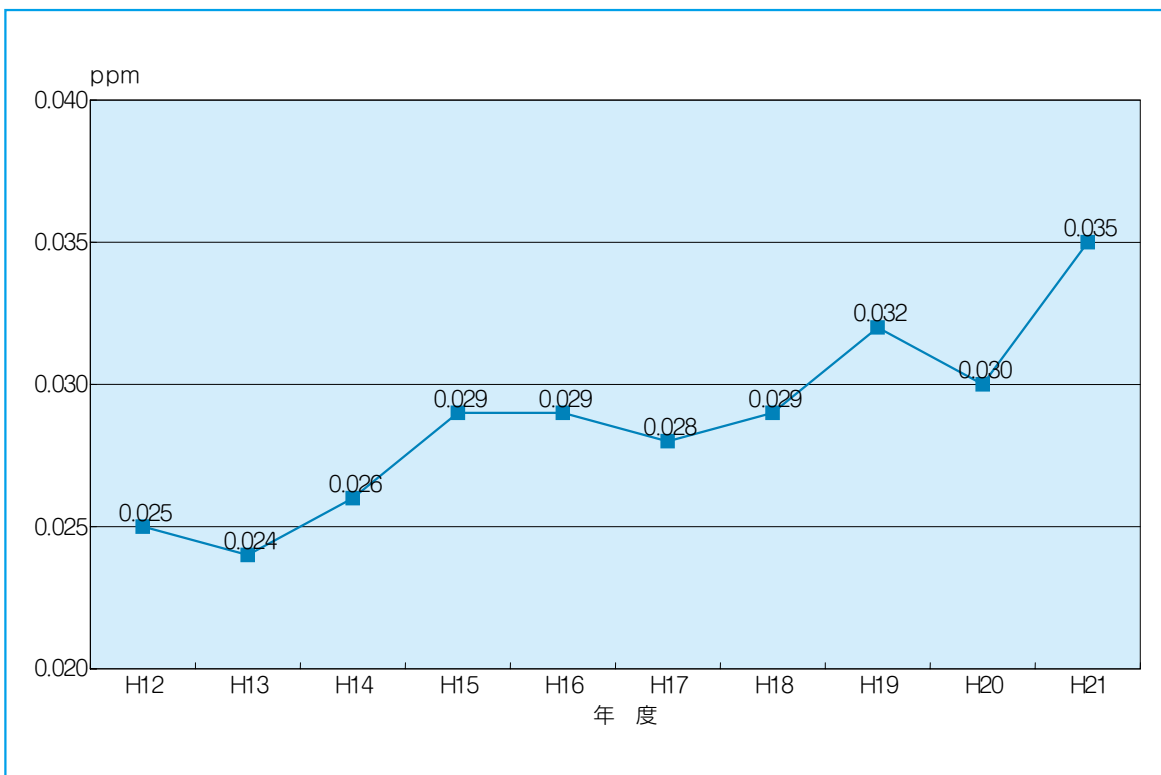
出典：環境保全課作成

図4-3 熊本県内の浮遊粒子状物質の年平均値経年変化



出典：環境保全課作成

図4-4 熊本県内の光化学オキシダントの年平均値経年変化



出典：環境保全課作成

課 題

- ばい煙発生施設の設置工場等で排出ガスの自主検査未実施の事業場が見受けられます。
- 特定粉じん（アスベスト）には発癌性等の人への健康影響という問題があるため、県内の状況把握及び対策の着実な推進を図る必要があります。
アスベストが使用された施設の解体等の届出及び大気汚染防止法に定める作業基準の遵守の継続した啓発や指導が必要です。
- 揮発性有機化合物排出施設の設置事業者による自主管理を推進する必要があります。
- 大陸からの移流物質に硫酸イオン（※）が確認されていることから、越境汚染について注視する必要があります。
（※）硫酸イオン
地表の近くに硫化物があること、そして硫酸が酸化することで発生し、大気中、火山地区の土壌、及び海水や地下水などの水中にも多く含まれる傾向にあります。また、濃度が高い硫酸イオンは、コンクリートやセメントなどの腐食に大きな影響を与えます。
- 二酸化窒素は、主に自動車の排気ガスに起因するため、特に市街地における交通渋滞を解消し、交通流の円滑化に引き続き取り組む必要があります。
環境保全に配慮した道路緑化、低公害車の導入などにより、自動車による影響を低減していく必要があります。
- 浮遊粒子状物質については、春期における黄砂等の関与及び大陸からの汚染物質の移流が原因の一つと推定されており、引き続き、調査研究が必要です。
また、平成21年度から粒子径が2.5ミクロン以下（PM2.5）の粒子について環境基準が設定され、県内の状況の把握、測定局の設定について検討が必要です。
- 光化学オキシダントは、近年、濃度が上昇傾向にあり、大陸からの汚染物質の移流が原因の一つと推定されています。
- 九州地方知事会及び本県独自に国に対して大陸からの汚染物質の移流問題について緊急要望を行っており、今後とも九州各県が連携した取組を一層推進する必要があります。

施策の方向性

- ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設を設置している工場・事業場への立入調査に取り組み、ばい煙及び揮発性有機化合物等の自主測定実施の指導徹底に努めます。
また、特定粉じん（アスベスト）排出等作業実施時の立入調査・徹底指導についても取り組みます。
- テレメーターシステム、モニタリングによる二酸化硫黄等の環境測定項目に関する常時監視の実施及び結果の公表を行うとともに、測定局の環境測定項目及び立地状況の検証を行います。
- 大気質に関する日中韓三カ国環境大臣会合で採択された共同行動計画の進ちょく状況等、国内外の情報収集に努めます。
- 九州各県との協力体制の構築に取り組みます。

- ノーマイカー通勤デー等の取組を推進し、自動車の使用を控える対策の周知徹底に努めます。
- 熊本県保健環境科学研究所において、大陸からの有害大気汚染物質の移流の実態を調べるため、「九州・山口有害大気汚染物質共同調査」を推進します。
- 浮遊粒子状物質とPM2.5（粒子径が2.5ミクロン以下の粒子）の相関の検証に努めます。
 - ・PM2.5の測定局の県内適正配置の検証
 - ・PM2.5の発生源の検証
- 国、九州各県と連携し、「光化学スモッグの原因究明と対策」について取り組みます。
- 光化学スモッグメール、市町村等ホームページ・報道機関を活用し、光化学スモッグ被害防止のための周知徹底に努めます。
- 光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）について、対象事業者への排出量削減及び自主測定の徹底を指導します。

2 自動車交通環境対策の推進

(1) 全県的な取組の推進

現 状

- 二酸化窒素などの大気汚染物質は、特に自動車からの排出ガスによるものが主な要因となっています。
- 二酸化窒素については、低濃度で推移しています。環境基準の長期的評価に照らしてみるとすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 省エネルギー法により輸送事業者（貨物・旅客）と荷主が省エネ計画の策定やエネルギー使用量の報告が義務付けられています。

課 題

- 自動車から排出される二酸化窒素を削減していく必要があります。特に、市街地における交通渋滞を解消するため、交通量の低減や交通流の円滑化に引き続き取り組む必要があります。
- 環境保全に配慮した道路緑化、低公害車の導入などにより、自動車から排出される二酸化窒素などの大気汚染物質を低減していく必要があります。
- 自動車依存型から鉄道や船舶の利用による輸送を促進していく必要があります。
- 省エネルギー法の趣旨を徹底し、その実行を促進するため、輸送事業者などへ周知啓発を図っていく必要があります。

施策の方向性

- アイドリング・ストップの普及など、エコドライブを推進するための広報活動に取り組みます。
- 国の優遇制度などに関する情報提供等を行い、低公害車の普及促進に努めます。
- モーダルシフト(※)の促進など物流の効率化に向けたシステム構築、ポートセールスによる国内外定期航路の充実・誘致の推進に努め、鉄道・船舶利用による輸送を促進します。
(※) モーダルシフト
利用する輸送機関を転換することです。
- 輸送事業者（貨物・旅客）及び荷主への省エネルギー法の周知に努めます。

(2) 熊本都市圏における自動車交通環境対策の推進

現 状

- 自動車への依存度が高い状況であり、路線バス等公共交通機関の利用者が減少しています。
- 熊本市内や幹線道路の主要交差点において渋滞が多発し、特に通勤目的の自動車利用の増加は交通渋滞の一因となっています。
- 平成23年3月の九州新幹線全線開業や平成28年に予定されている連続立体交差事業の完了をにらみ、熊本都市圏都市交通アクションプログラムが平成21年3月に更新され、都市圏交通の円滑化に向けた各種交通施策が進められています。
- 平成17年7月には、熊本県交通渋滞対策協議会において、熊本県新渋滞対策プログラムが策定され、渋滞緩和に向けた対策が進められています。

課 題

- 特に、熊本市内における交通渋滞を解消するため、交通量の低減や交通流の円滑化に引き続き取り組む必要があります。
- 環境保全に配慮した道路緑化、低公害車の導入などにより、自動車から排出される二酸化窒素などの大気汚染物質を低減していく必要があります。

施策の方向性

- 交通量低減化対策として、公共交通機関の利用促進を図るため、以下に取り組めます。
 - ・ノンステップバスの導入を促進します。
 - ・パーク＆ライドを推進します。
 - ・モビリティ・マネジメント(※)に資する公共交通機関利用促進のためのホームページを開設し、県民への情報提供に努めます。
 - ・小児運賃無料化社会実験に取り組めます。
 - ・ノーマイカー通勤デー等の取組を推進します。
 - 交通流円滑化対策として、道路交通網の整備の促進、道路改良の推進、並びに道路情報及び道路交通システムの充実等に取り組めます。
 - 自動車から排出される二酸化窒素などの大気汚染物質の低減化対策として、道路緑化や低公害車の導入に取り組めます。
- (※) モビリティ・マネジメント
多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組のことです。

「熊本県新渋滞対策プログラム」について

「熊本県新渋滞対策プログラム」(平成17年7月策定)の渋滞箇所は、渋滞損失時間・最大渋滞長・道路利用者のアンケート指摘箇所を踏まえ抽出した箇所について、実態調査を実施したうえで、熊本県内37箇所が選定されています。具体的な渋滞対策は、バイパスの建設、現道拡幅、交差点改良などで、この渋滞対策実施による整備効果は以下のように予測されており、温室効果ガス排出抑制にも寄与するものと思われます。

○整備効果概要

	現在（対策前）	中長期削減効果
県 渋 滞 損 失 (都市圏渋滞損失)	162.6万人時間/年 (70.7万人時間/年)	▲145万人時間/年 (▲56.9万人時間/年)
二酸化炭素削減量	—	2,800トン-CO ₂ /年 (森林面積520ha分の吸収量相当)

※幹線道路の整備促進及びバイパスなどの建設促進に関する渋滞対策事業進捗率：44%（H21）

出典：道路整備課作成

【大気質に係る対策の推進の基本目標】

◎熊本の美しい空気を守ります

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
二酸化硫黄濃度環境基準達成率 (年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
一酸化炭素濃度環境基準達成率 (年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
浮遊粒子状物質濃度環境基準達成率 (年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
二酸化窒素濃度環境基準達成率 (年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
ベンゼン濃度環境基準達成率 (年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
トリクロロエチレン濃度環境基準達成率 (年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
テトラクロロエチレン濃度環境基準達成率	100% (H20)	100%	環境基準の達成
ジクロロメタン濃度環境基準達成率 (年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
工場・事業場への立入調査件数 (年間300件)	305件 (H20)	300件	公害の未然防止
光化学スモッグ注意報等の発令時における 健康被害者(医療機関受診者)数(年0人)	1人 (H21)	0人	健康被害の防止

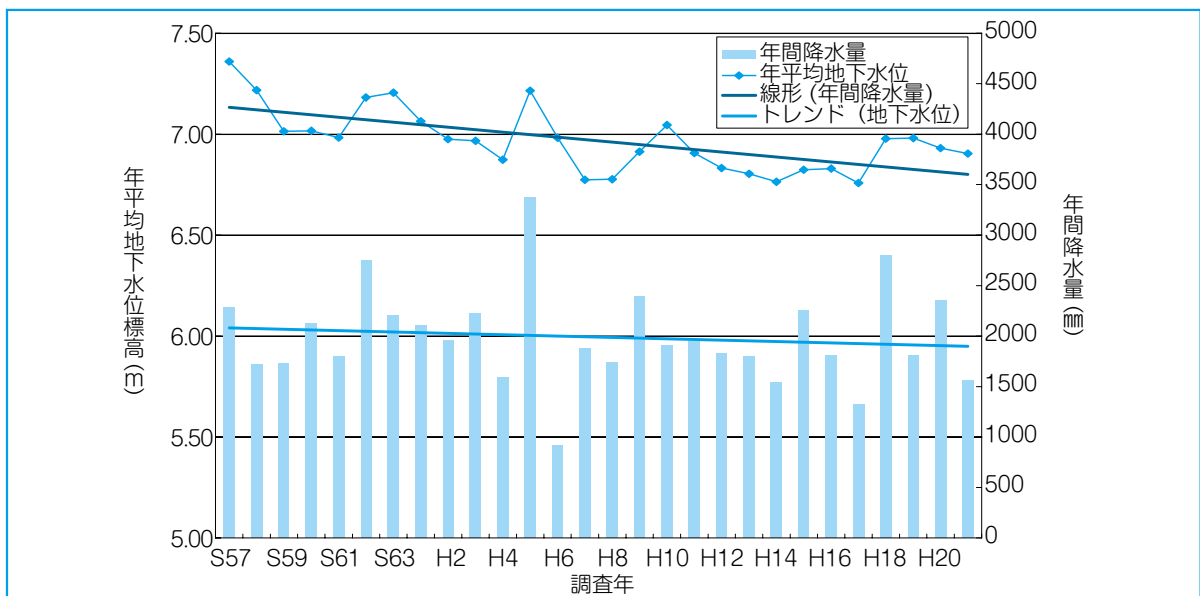
第4節 水環境に係る対策の推進

1 健全な水循環の確保（豊富な水の確保）

現 状

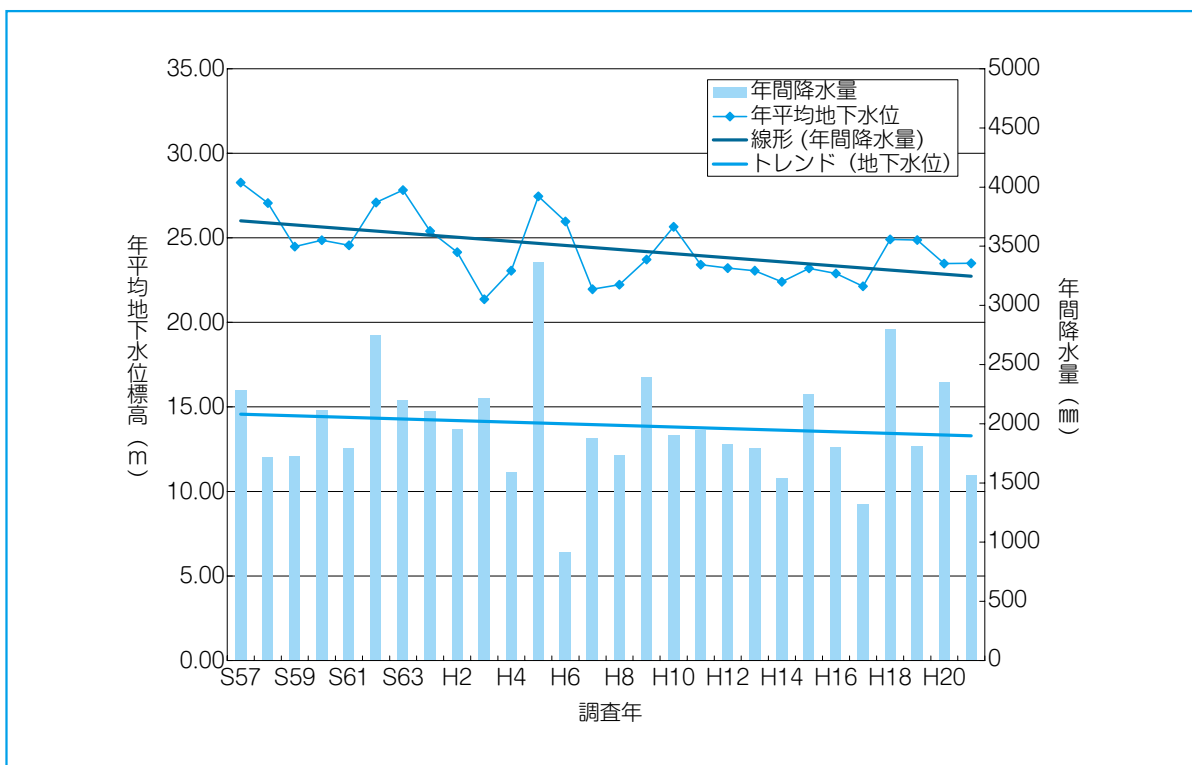
- 熊本県は、全国と比較して地下水が豊富であり、1,000か所以上の湧水等があり、環境省の名水百選には全国で最多の8か所が選定されています。また、水道水源の約8割を地下水に依存し、特に、人口約100万人を擁する熊本地域では生活用水のほぼ100%が地下水です。
- 地下水位の変動を把握するため、現在、県内各地に33か所の観測井を設け定期的に観測を行っていますが、熊本地域の台地部においては、地下水位は長期的な低下傾向にあります。（図4-5、図4-6）
- 県民1人1日当りの平均水道給水量は減少傾向にありますが、依然として九州各県の平均量を上回っています。（図4-7）
- 農地や森林は重要な水源かん養域となっていますが、農地面積は減少しており、また、一部の森林は手入れが必要な状態です。さらに、農地や森林整備を担う農業や林業の従事者も減少しています。
- 平成20年9月に、県と熊本地域の11市町村が共同して、「熊本地域地下水総合保全管理計画」を策定するとともに、平成21年2月には「第1期行動計画」を策定し、地下水の量、質の両面にわたる保全対策を推進しています。このうち地下水採取量については、全体として減少傾向にありますが、水道用については横ばいの傾向が続いています。（図4-8）
- 平成14年3月に、水の安定的な確保と供給、豊かな水のかん養、きれいで安全な水の確保、潤いある地域をつくる水の活用という4つの施策の展開方向を示す「水資源総合計画」（くまもと水プラン21）を策定し、健全な水循環系の構築に取り組んでいます。

図4-5 水前寺観測井における地下水位の状況



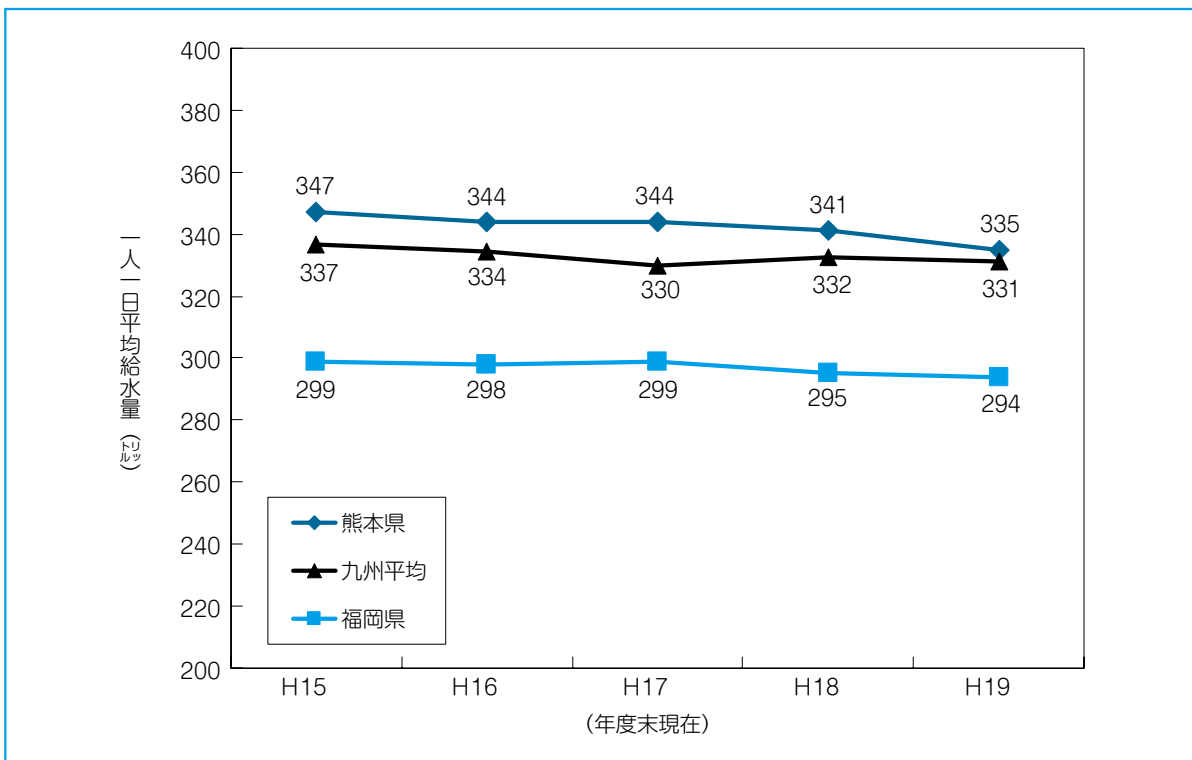
出典：水環境課作成

図4-6 菊陽観測所井における地下水位の状況



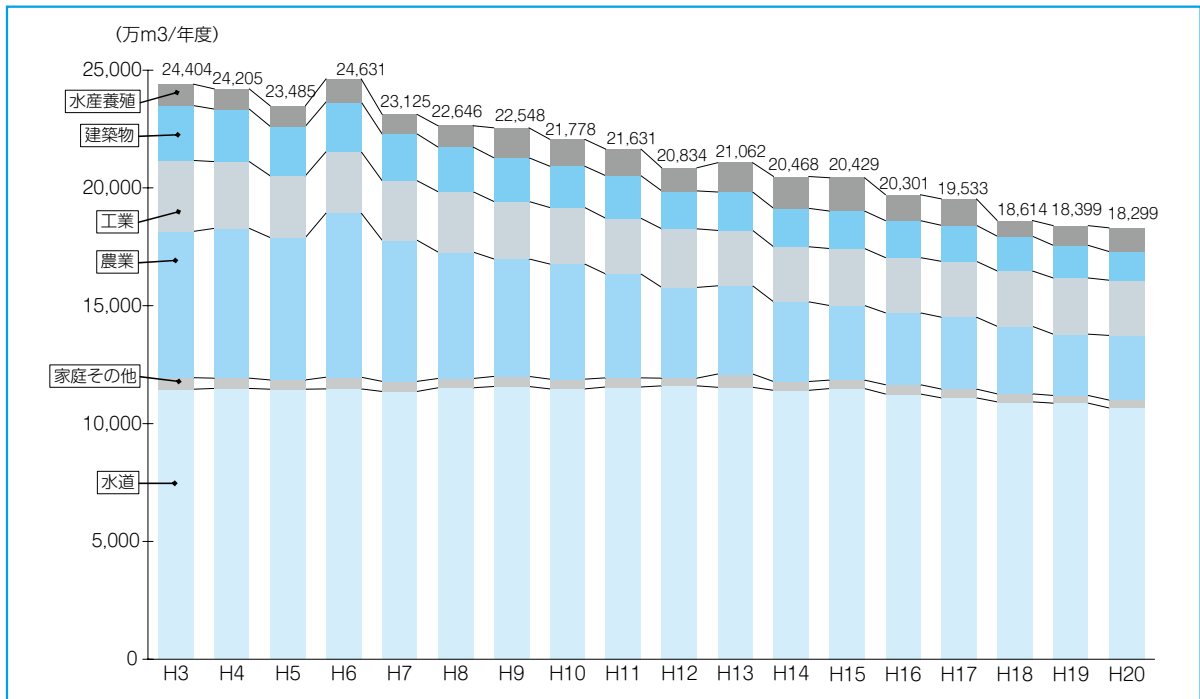
出典：水環境課作成

図4-7 九州各県の1人1日平均水道給水量の推移



出典：水道統計（厚生労働省）

図4-8 熊本地域の地下水採取量の変化



出典：水環境課作成

課題

- 地下水は限りある地域共有の財産であり、将来にわたって、その恵みを県民が享受できるようにするためには、県民・事業者・行政が一体となって守っていくことが重要であるという意識を持ち、ルールづくりや協働の仕組みづくり、各主体の具体的な行動を進めることが必要です。
- 重要な地下水かん養域である農地や森林の保全を図りながら、地下水位の低下防止を図っていく必要があります。特に、熊本地域における地下水かん養対策を引き続き推進していく必要があります。
- 1人当たりの水道使用量の抑制など、水の有効利用・高度利用を推進していく必要があります。
- 熊本地域においては、「熊本地域地下水総合保全管理計画」に掲げた事業の着実な実施が必要です。

施策の方向性

- 地下水の公共的な位置付けや規制の強化を図るなど、熊本県地下水保全条例の見直しを行います。
- 「水の作文コンクール」、「水の学校」、「水の週間」における講演会など、環境教育に取り組むとともに、「肥後の水とみどりの愛護賞」による表彰など、水を守る県民の意識の向上を図ります。

- 水源のかん養など森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるために、計画的な間伐実施や「水とみどりの森づくり税」を活用した針広混交林等の導入に努めます。(参照：第3章第1節「2 豊かな森林づくり」)
- 中山間地域集落協定締結面積の拡大に取り組み、中山間地域におけるかん養域の確保に努めます。
- 透水性舗装を推進します。
- 水の有効・高度利用のため、以下について取り組みます。
 - ・各家庭における生活用水の節水に係る啓発に努めます。
 - ・公共施設、工場、ビル等における用水の利用合理化や雨水、下水道処理水等の再利用の促進に努めます。
- 熊本地域における地下水保全対策として、以下について取り組みます。
 - ・県民・事業者・行政が一体となって地下水を保全するための新しい推進組織を設立して、地下水保全対策を進めます。
 - ・白川中流域に加え、熊本地域台地部等などにおいても水田湛水事業を開始して、地下水かん養量の増加を図ります。
- 県下各地の湧水地を守るための地域活動を促進するとともに、環境省選定の名水百選や県が認定した昭和と平成の名水百選（現在、計150か所）などの湧水地の魅力や、水との関わりの中で育まれた歴史、文化、農産物などを積極的に発信して「地下水の宝庫・熊本」を広く国内外へアピールします。

熊本地域地下水総合保全管理計画の概要（平成20年9月策定）

計画期間：平成21年度～平成36年度

対象地域：熊本地域(熊本市、宇土市、菊池市(菊池市旭志・泗水の範囲)、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の11市町村からなる地域)

目指す姿：地下水量の確保や水質の改善を図りながら、「将来にわたって安定かつ安心して利用できる状態」を次世代に引き継ぐことを目標とし、段階的な達成を目指します。

平成36年度の目標：

- 水量の保全：目標かん養量 年間636,000千 m^3
採取量の上限目標 年間170,000千 m^3
- 水質の保全：熊本県地下水保全条例の規定による「地下水質保全目標」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の達成

※なお、平成21年2月には、「熊本地域地下水総合保全管理計画・第1期行動計画」（平成21年度～25年度）を策定。

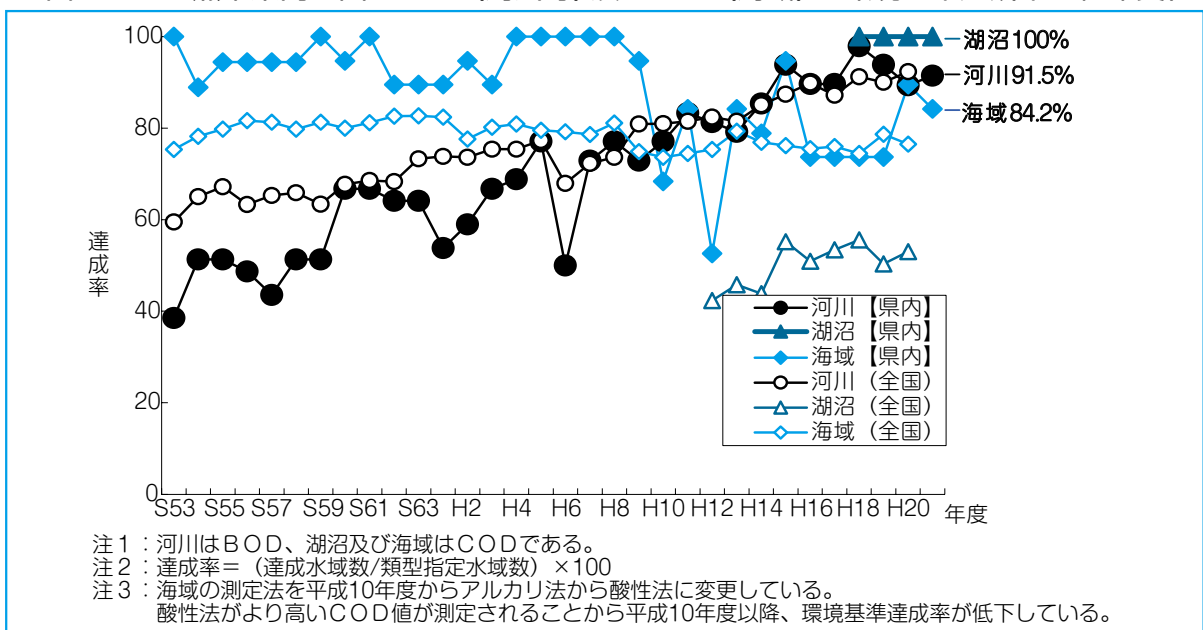
出典：水環境課作成

2 水質の保全策の強化（きれいな水を守る）

現 状

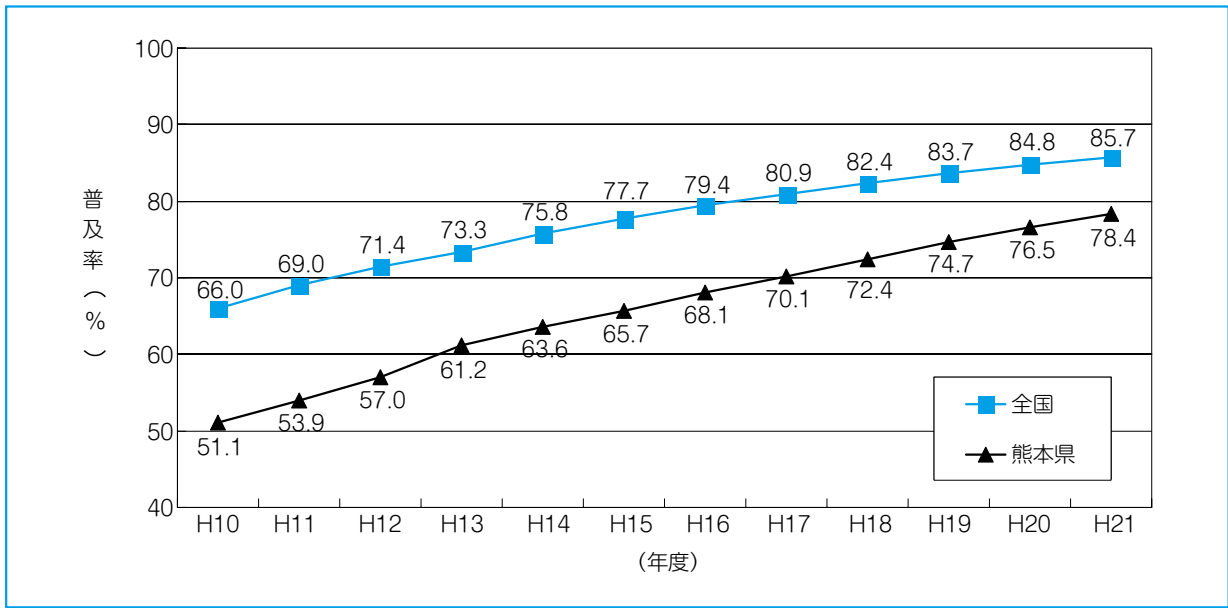
- 平成21年度の河川における環境基準達成率（BOD）は91.5%、また、湖沼の環境基準達成率（COD）は100%、海域の環境基準達成率（COD）は84.2%で、河川及び海域の一部の水域で環境基準を超過している状況にあります。（図4-9）全体的には水質改善の傾向が続いていますが、海域における全りん濃度の上昇が見られます。
- 本県における公共下水道や浄化槽等による平成21年度末の汚水処理人口普及率は78.4%となっています。なお、全国平均は85.7%です。
- 公共用水域の水質を保全するため、これまでの上乘せ排水規制条例を改正し（平成20年4月施行）、規制の適用範囲をほぼ県内全域に拡大するなど、排水規制を強化するほか、生活排水処理の推進に取り組んでいます。（図4-9）
- 地下水質については、硝酸性窒素による汚染が県内各地で見られます。（図4-11）硝酸性窒素は、土壌や水、植物中に広く存在しています。ある程度高い濃度の硝酸性窒素を含む水を摂取しても、成人への影響は少ないと言われていますが、乳幼児などでは、メトヘモグロビン血症（酸素欠乏症）を引き起こす場合があります。
- 特に硝酸性窒素による地下水汚染の広がりが見られる荒尾地域、熊本地域においては、「硝酸性窒素削減計画」（荒尾地域：平成14年度、熊本地域：平成16年度）を策定し、生活排水対策、過剰施肥対策、家畜排せつ物対策などに市町村、関係機関と連携して取り組んでいます。
- カドミウムなどの重金属やトリクロロエチレンなどの揮発性有機塩素化合物による新たな地下水汚染はほとんど見られなくなりましたが、自然由来のひ素やふっ素、ほう素による汚染が見られます。

図4-9 熊本県内と国のBOD（河川等）及びCOD（海域）の環境基準達成率の経年変化



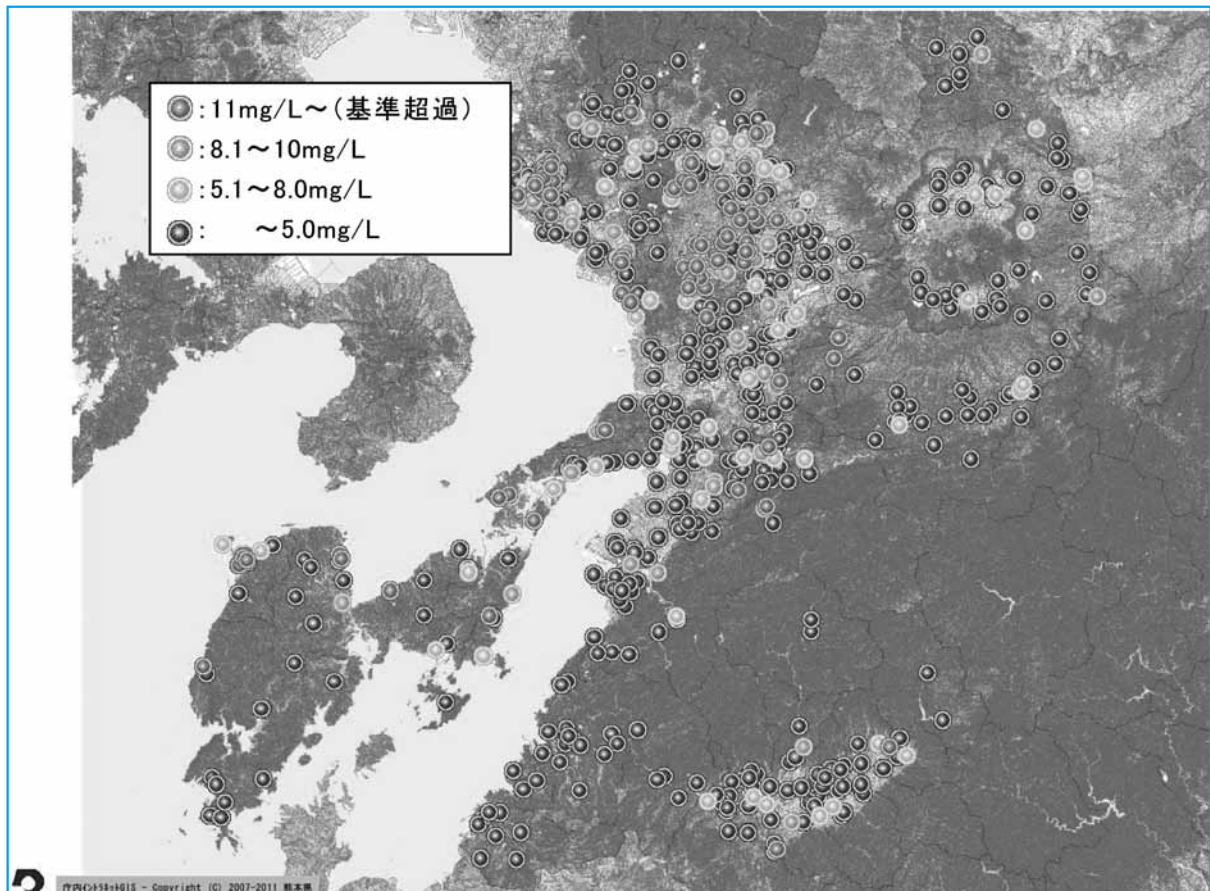
出典：水環境課「平成21年度水質調査報告書」

図4-10 熊本県内と国の汚水処理人口普及率の推移



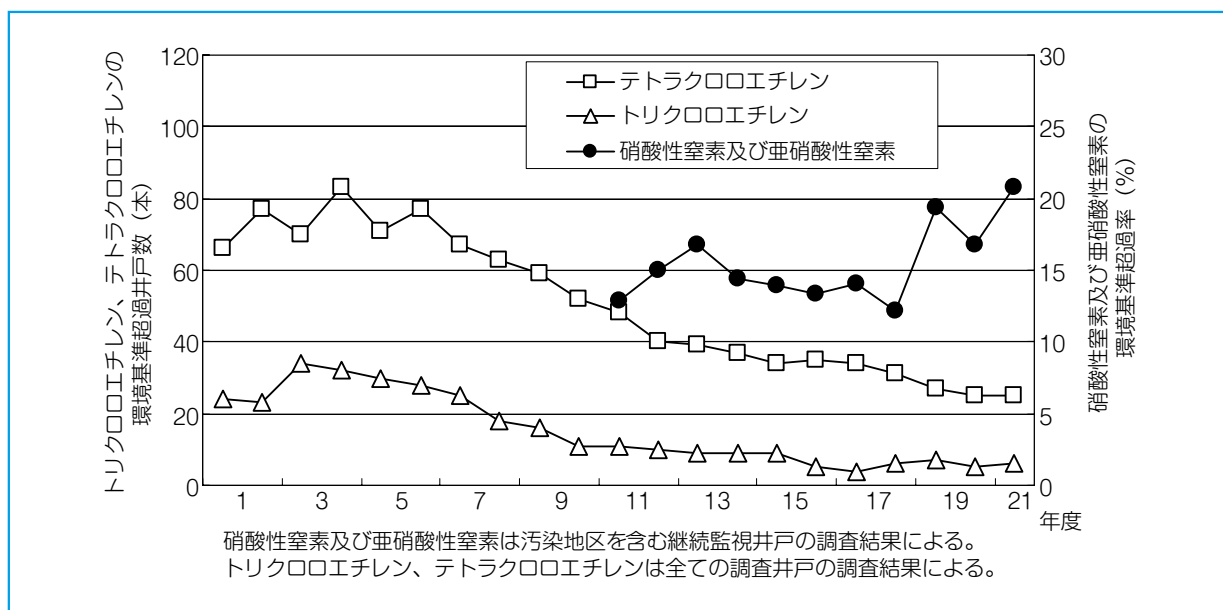
出典：下水環境課作成

図4-11 熊本県における地下水中の硝酸性窒素濃度の分布(H19～H21)



出典：水環境課「平成21年度水質調査報告書」

図4-12 主な項目の環境基準超過井戸数及び超過率の推移(H1～H21)



出典：水環境課作成

課題

- 生活排水対策については、いまだ約40万人近くが生活雑排水を未処理で放流しているため、引き続き整備を促進する必要があります。
- 工場・事業場の排水については、依然として小規模し尿処理施設、食品製造業、畜産農業等での排水基準超過が見られるため、引き続き排水基準の遵守等について指導の徹底を図る必要があります。
- 荒尾地域や熊本地域における地下水中の硝酸性窒素汚染については、改善の傾向が見られず、引き続き、他の地域とともに対策を講じていく必要があります。

施策の方向性

- 公共用水域や地下水の水質の常時監視による環境基準達成状況の把握とともに、基準超過や汚染の原因究明に取り組みます。
- 水質の保全のため、水質汚濁防止法、熊本県地下水保全条例などに基づく工場・事業場の監視・指導を徹底します。
- 「生活排水処理施設整備構想」に基づき、下水道、農業集落・漁業集落排水施設、浄化槽の整備及び適正な維持管理など生活排水対策に取り組みます。
- 荒尾地域や熊本地域における硝酸性窒素削減計画の目標達成に向け、地下水の流動状況も踏まえた効果的対策に取り組みます。また、その他の地域における取組も進めます。

○くまもとグリーン農業として、以下について取り組みます。

- ・減農薬、減化学肥料栽培に取り組むエコファーマーの認証推進、熊本型特別栽培農産物「有作くん」等の生産拡大・販売促進など環境に配慮した農業を推進します。
- ・健全な農作物生産のための土づくりと耕畜連携を推進します。
- ・家畜排せつ物の適正処理の徹底を図るとともに、その利用を推進します。

○環境負荷を低減する養殖技術の開発・普及として、以下について取り組みます。

- ・養殖漁場への環境対策指導の徹底に努めます。
- ・漁場への負担の少ない養殖技術の開発を推進します。
- ・養殖生物に発生するウィルス病等の病原体の早期検出法の開発と対策の研究を推進します。

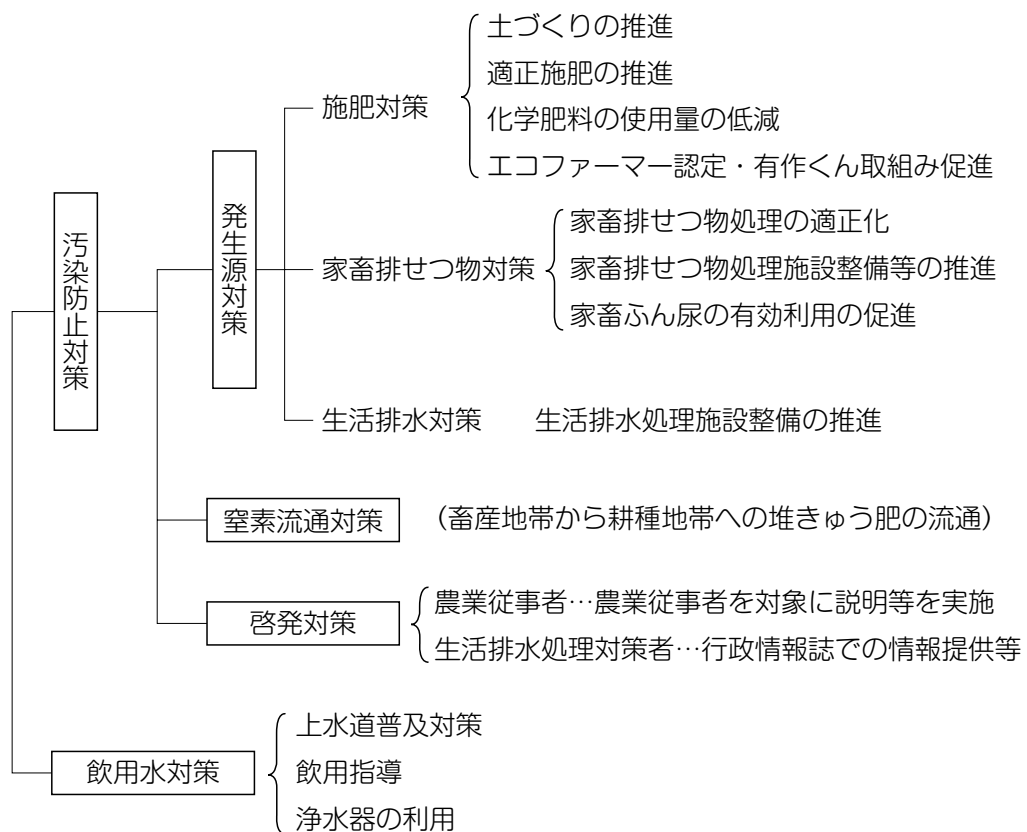
○水俣湾環境対策基本方針に基づき、水俣湾の水質、底質、埋立地周辺地下水及び魚介類の水銀水準調査を行うとともに、埋立地の維持管理に取り組みます。

熊本地域硝酸性窒素削減計画の概要

計画の期間：(1)平成17年度～ 36年度（20年間）
 (2)平成17年度～ 26年度を初期段階として設定
 （平成26年度に更なる対策を検討）

目 標：環境基準（10mg/l）を超過した井戸の割合（H21：19.5%）を平成26年度には5%以下に、更に平成36年度には全ての指標井戸で環境基準以下にするなど。

具体的な対策の概要：



計画の推進：県・市町村・農協などの連携・協力による横断的な対策の推進

出典：水環境課作成

3 豊かな川と海づくりの推進（有明海・八代海再生）

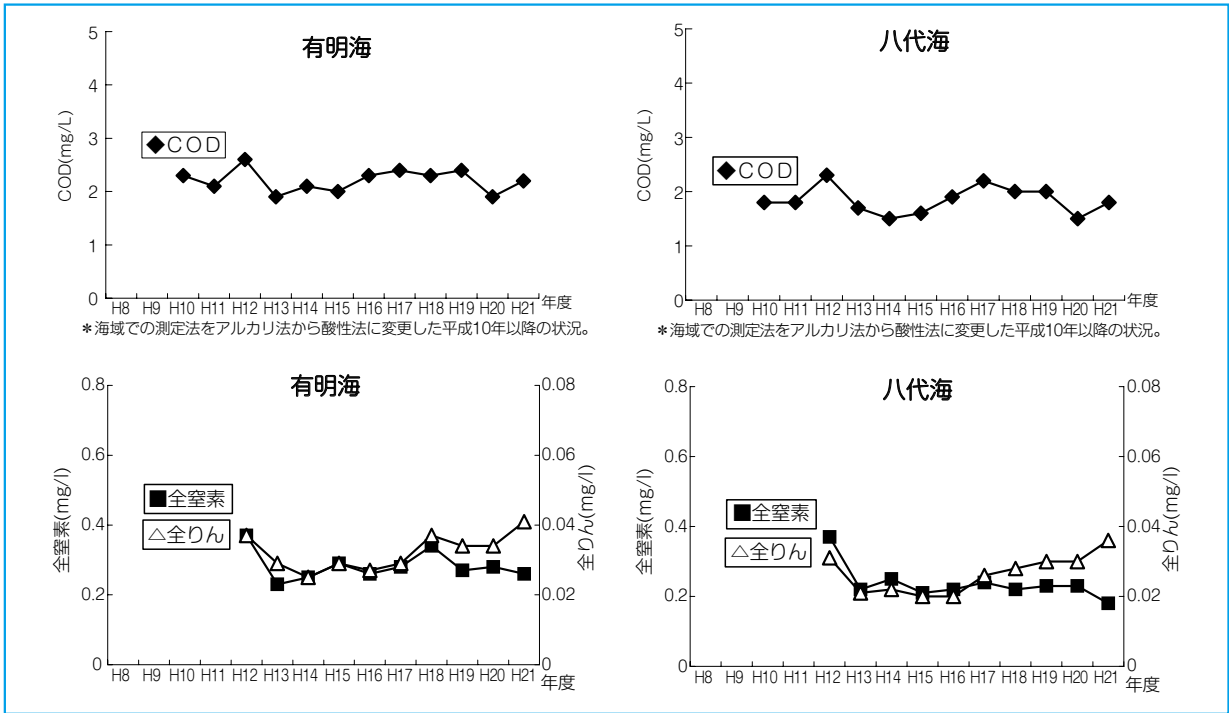
現 状

- 有明海・八代海は閉鎖性が高く、陸域からの影響を受けやすいため、漁場環境の悪化が強く懸念されています。
- 有明海では平成12年度のノリ養殖において珪藻赤潮の異常発生による色落ち被害により、かつてない不作となりました。
- 八代海においても、平成12年7月に発生した赤潮により魚類養殖に甚大な被害が生じるなど、海域環境の悪化が危惧されています。
- 有明海及び八代海における毎年の赤潮発生件数は、平成9年度まではそれぞれ5件程度の発生でしたが、平成10年度以降は増加し、10～15件程度の発生となっています。
- 平成14年11月に「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が成立し、同法に基づき、本県では平成15年3月に「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を策定しました。
- 水質汚濁の指標とされるCOD及び富栄養化の指標とされる全窒素、全りんの水質の経年変化と平成18年度における負荷量は図4-13及び図4-14のとおりです。両海域のCOD及び全窒素については年によって変動はあるもののほぼ横ばいの傾向にありますが、全りんは増加の傾向にあります。また、全窒素及び全りんについての負荷量（陸域等から海域に排出される汚濁物質質量）を見ると、有明海では畜産系、八代海では養殖系の占める割合が大きくなっています。（図4-14）
- 平成14年度から豊かな川や海を健全な姿で次世代へ継承していくため、県民一体となって川や海的环境保全を図るための県民運動「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動」を展開しています。
- 水質のみでなく水環境を総合的に捉え、きれいな川や海を次世代に継承するため、平成2年度から本県独自の評価方法による「みんなの川的环境調査」（水生生物による水環境調査）を行い、毎年、延べ1,000～2,000人の県民が参加しています。



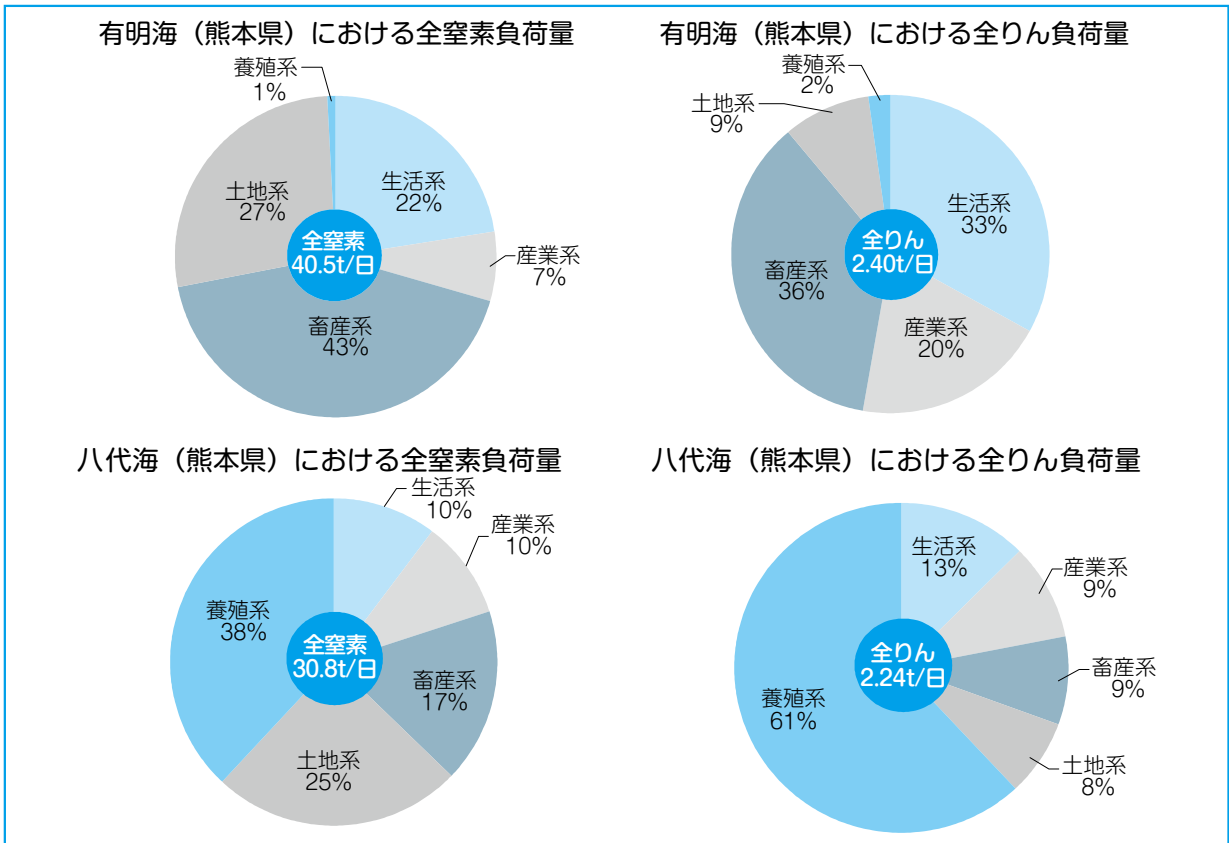
みんなの川的环境調査

図4-13 有明海及び八代海における水質



出典：水環境課「平成21年度水質調査報告書」

図4-14 平成18年度有明海及び八代海における全窒素及び全りんの負荷量の構成比



出典：環境省資料をもとに水環境課作成

課 題

- 閉鎖性が高い有明海・八代海の再生を図るため、水質・底質等の調査解析を行い、潮流・潮汐、水質、底質調査とともに、生活排水対策の推進、工場・事業場の排水処理の促進、森林の機能の向上、藻場造成や作れい等による沿岸漁場の環境改善など、海域のみならず河川流域を含めた広範囲において総合的、計画的な施策を推進する必要があります。
- 「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」に基づき、海域環境の保全・改善や水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に進める必要があります。
- 「みんなの川の環境調査」の取組を広げるため、水生生物調査の指導者の育成を継続する必要があります。
- 水質の環境基準に加えて、水生生物保全に係る水質環境基準について検討する必要があります。

施策の方向性

- 有明海・八代海を豊かな海として再生することを目的として策定した「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」に沿って、今後も、国や関係6県との連携強化を図り、関係市町村、関係事業者や地域住民の理解と協力を得ながら以下の施策に取り組みます。
 - ・水質の保全や干潟の浄化作用の維持向上に努めます。
 - ・漁場の生産力の増進に努めます。
 - ・調査研究の実施に取り組みます。
- 「くまもと・みんなの川と海づくりデー」や「みんなの川の環境調査」など、引き続きみんなの川と海づくり県民運動を推進します。
- 川に親しみ、そこにすむ多様な生物を大切にす県民の輪を広げるため、引き続き水生生物調査の指導者育成に取り組みます。
- 水生生物保全に係る水質環境基準が設定されている垂鉛について対象水域の指定（類型の指定）を検討するとともに、新たな項目についても検討していきます。

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画の概要

1 計画の目標

- (1)有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善
- (2)有明海及び八代海における水産資源の回復などによる漁業の振興

2 計画の期間

平成15年3月策定（終期設定なし）

* 毎年度見直し

3 再生のための施策

- 海域の環境の保全及び改善
 - ・下水道、浄化槽などの生活排水処理施設の整備促進
 - ・工場・事業場などに対する排水規制
 - ・一斉清掃や地域での水質保全の取組を支援
 - ・森林の整備や森づくり活動の支援
 - ・藻場、干潟等の保全のための対策の検討 など
- 水産資源の回復などによる漁業振興
 - ・覆砂や作れい及び藻場の造成
 - ・稚魚放流や資源管理、環境負荷の少ない養殖業の推進 など
- 調査研究などの推進

出典：環境政策課作成

くまもと・みんなの川と海づくり県民運動について

1 目的

豊かな川や海を健全な姿で次世代へ継承していくため、県民をはじめ環境保護団体、地域団体、事業者、学校、行政などが連携して川や海を守る様々な啓発事業・保全活動に県民運動として取り組みます。

2 具体的な内容

- くまもと・みんなの川と海づくり県民運動推進委員会の開催
- くまもと・みんなの川と海づくりデーの開催（河川、海岸部の一斉清掃作業）
- くまもと・みんなの川と海づくり県民大会の開催
（事例発表、基調講演など）
- 水環境アドバイザーの派遣
（各地へ専門知識や実践などの技能を有する人を派遣）
- みんなの川の環境調査（水生生物調査）の実施
- 水の学校（小学校への出前講座）
- 地域振興局が主体となった、関係団体との連携による地域独自の水保全事業

出典：水環境課作成

【水環境に係る対策の推進の基本目標】

- ◎熊本の健全な水循環を確保します
- ◎熊本の豊かな地下水を次世代に引き継ぎます
- ◎豊かな川と海づくりを推進します

【数値目標】

指標	現状	目標値 (H27)	目標設定の考え方
県民1人1日当たりの平均水道給水量(年度末)	335リットル(H19) 九州平均331リットル (H19)	九州平均	熊本県水資源総合計画で設定した目標
熊本地域の地下水かん養増加量(白川中流域水田かん養量など) (年間量) (*H21~)	1,683万 ^m (H21)	3,020万 ^m (H25)	熊本地域地下水総合保全管理計画第1期行動計画で設定した目標
熊本地域の地下水採取量の削減量(年間量) (*H21~)	(18,617万 ^m) (H18)	▲931万 ^m (5%削減) (H25)	熊本地域地下水総合保全管理計画第1期行動計画で設定した目標
水の作文コンクール応募者数(年)	4,511編 (全国1位) (H22)	応募者数全国1位を維持	応募者数の増加を目標
中山間地域等直接支払制度の集落協定を締結した農用地面積(累計)	32,586ha (H21)	33,000ha	熊本県食料・農業・農村計画(H23~H27)の指標として設定
農地・水・環境保全向上事業(共同活動)の協定農用地面積(累計)	49,240ha (H21)	50,000ha (H23)	熊本県農業農村整備実施計画の指標として設定。事業はH19~23年度の5ヶ年の実施
間伐実施面積(年間)	13,169ha (H21)	14,500ha	京都議定書の第1約束期間(H20~24)に合わせて作成した「熊本県森林吸収量確保推進計画」に基づき整備を継続。H25以降は新たな国際的合意等を踏まえて見直しを予定。
針広混交林や複層林の導入面積(累計)	6,840ha (H18~21)	5,300ha (H23~27)	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
健康項目(カドミウム等)の水質基準達成率(河川・湖沼・海域)(年間)	98% (H21)	100%	環境基準達成
BODの水質環境基準達成率(河川)(年間)	91.5% (H21)	100%	環境基準達成
CODの水質環境基準達成率(海域)(年間)	84.2% (H21)	100%	環境基準達成

CODの水質環境基準達成率 (湖沼) (年間)	100% (H21)	100%	環境基準達成
全窒素・全りんの水質環境 基準達成率(海域) (年間)	57.1% (H21)	100%	環境基準達成
全りんの水質環境基準達成率 (湖沼) (年間)	100% (H21)	100%	環境基準達成
水質汚濁防止法及び熊本県 生活環境の保全等に関する 条例に基づく工場・事業場 の立入検査件数(年間)	426件 (H21)	400件以上	規制対象約980工場等に概ね2～3 年に1回立入検査
汚水(生活排水)処理人口 普及率	78.4% (H21)	84.8%	くまもと生活排水処理構想2011に 基づく *市町村毎の目標の積上げにより 見通し値を設定
くまもとグリーン農業に取り 組む農業者(戸数) (累計)	—	23,000戸	熊本県食料・農業・農村計画(H23 ～H27)の指標として設定
組織的な堆肥の広域流通量 (年間)	34,000トン (H21)	58,000ト	熊本県食糧・農業・農村計画(H23 ～H27)の指標として設定
家畜排せつ物法管理基準適 合率(年間)	100% (H21)	100%	熊本県食糧・農業・農村計画(H23 ～H27)の指標として設定
漁場改善計画が策定された 区画漁場数の割合(累計)	100% (H20)	100%	継続実施
熊本地域における硝酸性窒 素に係る目標水質の達成度 (年間) 初期目標年度(H26) ①10mg/l超過の観測井数 ②5～10mg/l以下の観測井数	観測井数128 ①19.5% (25/観測128) ②25.0% (32/観測128) (H21)	初期目標(H26) ①達成水質値10mg/l を超過した井戸の 割合が5%以下 ②管理水質値5mg/l を超過した井戸の 割合が10%以下	最終目標(H36) ①全ての井戸での達成水質値10mg/l を満足すること。 ②全ての井戸で管理水質値5mg/lを 満足すること。

荒尾地域における硝酸性窒素に係る目標水質の達成度(年間) 最終目標年度(H34) ①10mg/l 超過の観測井数 ②5～10mg/l以下の観測井数	観測井数35 ①22.9% (8/観測35) ②28.6% (10/観測35) (H21)	最終目標(H34) ①全ての井戸で達成水質値10mg/lを満足すること。 ②全ての井戸で管理水質値5mg/lを満足すること。	最終目標(H34) 同左
熊本県地下水保全条例に基づく対象事業場立入検査件数(年間)	99件 (H21)	80件以上	原則として毎年監視する。対象事業場は減少傾向。
くまもと・みんなの川と海づくりデー参加者数(年間)	約49千人 (H21)	年々増加	参加者を年々増やす

第5節 新たな環境問題等への対応

1 ダイオキシン類対策の推進

現 状

- ダイオキシン類(※)による大気、水質及び土壌の汚染の状況については常時監視を行っており、平成21年度は、環境基準を超過した箇所はありませんでした。また、県内の廃棄物焼却等の特定施設161施設においても、自主測定の結果、排出基準を超過している施設はありませんでした。

(※) ダイオキシン類

甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが動物実験で報告されています。しかしながら、人に対しても同じような影響があるのかどうかについては、まだよくわかっておらず、国においては人の健康影響に対する研究を推進しています。

課 題

- 自主測定における違反事例が過去に散見されたため、引き続き事業者に対して排出基準の遵守を徹底させる必要があります。

施策の方向性

- 大気、水質及び土壌の汚染状況の常時監視を行い、ダイオキシン類濃度に関する環境監視調査に取り組みます。
- 県民に対する情報提供・啓発に取り組みます。
- 発生源（工場・事業場）施設への立入調査による指導の充実に努めます。

2 化学物質の排出量・移動量の把握の推進

現 状

- 平成13年4月施行のP R T R法(※)(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)では、人の健康や生態系に有害性のある354種類の化学物質を「第一種指定化学物質」として定め、一定の要件を満たす事業者は、それらの物質に関する環境への排出量や移動量などを毎年度、都道府県知事経由で国(事業所管大臣)に届け出ることとされています。
- 本県のP R T R法に基づく届出事業所数は、平成21年度で619件、届出物質数104、排出・移動量の合計は3,664トン(全国の0.91%)となっています。排出・移動量の合計は近年、回収・再利用の増加等により若干の減少傾向となっています。
- 大気や水、土壌などに出ていく排出量(届出排出量)は、2,396トンで全国の1.20%を占め、排出先は大気に2,275トン、公共用水域(河川・海域等)に121トンとなっています。
- 平成20年度にP R T R法施行令が改正され、平成22年度報告から対象業種に医療業を追加し、対象化学物質が462種類に変更されました。

(※) P R T R法

有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に1999年に制定されました。国際的に進む有害化学物質の移動排出登録制度(PRTR)の日本版であることから、通称としてPRTR法と呼ばれています。

課 題

- 対象事業場を確実に把握し、届出の徹底及び化学物質の適正管理など事業者に対して適正な指導と監督を実施する必要があります。
- 県民に対しても積極的に情報を提供し、また住民と事業者とのリスクコミュニケーション(※)を積極的に推進し、市民、事業者、行政が協力して化学物質対策を進めていく必要があります。

(※) リスクコミュニケーション

化学物質やその環境リスクに対する住民の不安に適切に対応するため、これらの正確な情報を県民、事業者、行政などのすべての者が共有しつつ相互に意思疎通を図ることです。

施策の方向性

- 事業者への説明会開催、パンフレット作成など制度の周知に取り組み、対象事業場の確実な把握及び適正な指導を推進します。
- 住民と事業者とのリスクコミュニケーションの推進に取り組み、県民に対する情報提供に努めます。

【新たな環境問題等への対応に係る基本目標】

◎化学物質による環境問題に適切に対応します

【数値目標】

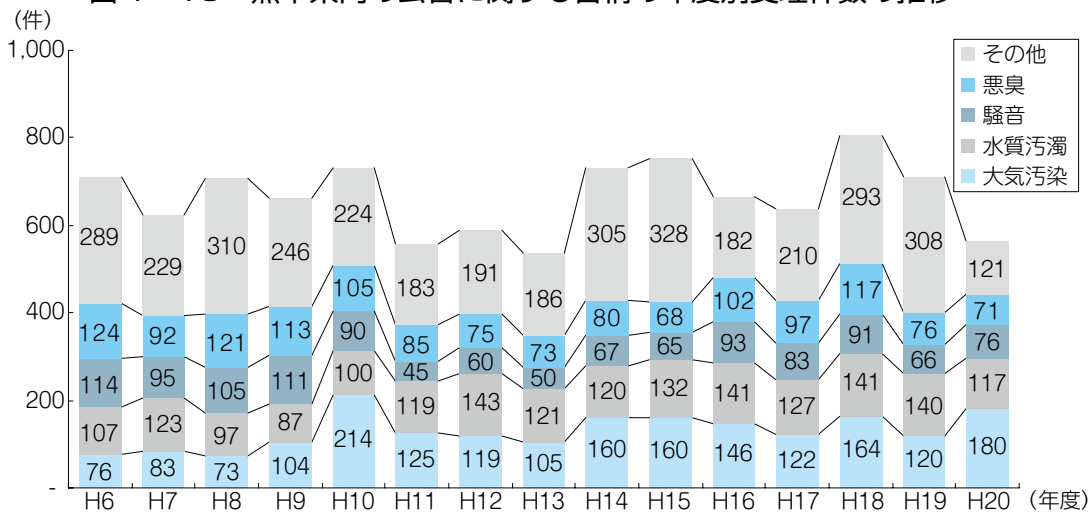
指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
ダイオキシン類濃度の環境基準達成率（年間）	100% (H21)	100%	環境基準の達成
指定化学物質の環境への排出・移動状況の届出率（年間）	100% (H21)	100%	法定届出率の達成

第6節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

現 状

- 騒音は、日常生活に特に密接した公害で、工場、事業場、建設作業、自動車交通騒音など様々で、特に騒音に係る苦情は人口の集中している都市部に多く発生している状況となっています。
- 本県では、平成12年度から幹線道路の沿道で自動車交通騒音調査を実施しています。平成21年度は35区間の18,020戸を対象に調査を実施し、17,695戸(98.2%)で環境基準を達成している状況となっています。
- 振動は、工場、建設作業、道路交通のように騒音を伴って発生することが多く、その発生源も様々となっています。
- 悪臭の苦情は、家庭生活、製造業の順となっています。
- 光害は、過剰な照明が人に不快感を与えたり、動植物や農作物の生息・生育、天体観測の障害になるなど様々な悪影響が指摘されています。そのため、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」により、屋外照明設備の設置者などに対し、光害の防止に取り組むよう求めるとともに、サーチライトやレーザーなどによる特定の対象物以外への照射を禁止しています。

図4-15 熊本県内の公害に関する苦情の年度別受理件数の推移



出典：環境保全課作成

課 題

- 公害に関する苦情については、受理件数が毎年400件を超えています。(図4-15)
- 騒音、振動は、感覚的な環境問題であるため、個人差があり問題の解決が困難となっています。
- 悪臭についての規制は、悪臭物質ごとになされていますが、悪臭に関する苦情は同時に複数の物質が関わってくることが多く、悪臭物質ごとの濃度規制では問題解決が困難な場合があります。

○光害として、ライフスタイルの変化に伴い、深夜まで営業する店舗や郊外型の大型店舗の増加などにより夜間照明の使用は年々増えている状況となっています。また顧客誘因のための過剰な照明も見受けられ、引き続き光害防止の必要性について啓発を進める必要があります。

施策の方向性

- 公害に関する苦情については、当事者同士の意見をよく聞く等、細やかな対応を行い、生活環境の保全を図ります。
- 騒音、振動については、騒音規制法、振動規制法および熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対する排出基準遵守の指導に努めます。
また、県、市町村広報誌による事業者や県民に対する啓発に取り組みます。
さらに、自動車騒音対策として、交通騒音調査を実施するとともに、熊本都市圏における自動車交通対策を推進します。
- 悪臭については、悪臭防止法に基づく工場・事業場に対する排出基準遵守の指導及び家畜排せつ物の適正管理の指導に努めます。
- 光害については、事業者、県民等への普及啓発及び大規模小売店舗における屋外照明による光害防止の普及を促進します。

【騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進に係る基本目標】

◎生活環境の清々しさや静けさを確保します

【数値目標】

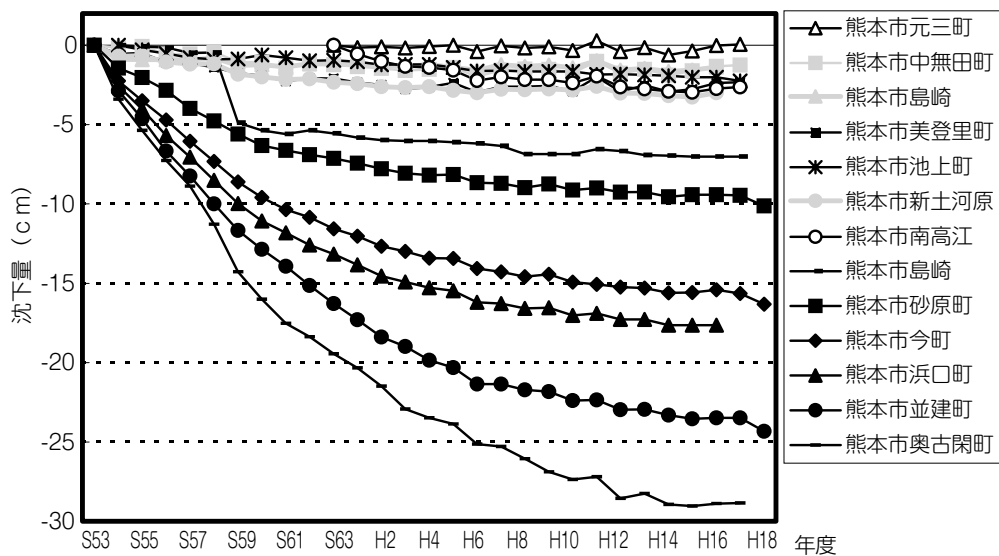
指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
自動車交通騒音に係る環境基準達成率（年間）	98.2% (H21)	100%	環境基準の達成
市町村監視・指導事務を補完する工場・事業場への立入調査件数（年間300件）	305件 (H20)	300件	公害の未然防止

第7節 土壤汚染と地盤沈下の対策の推進

現 状

- 汚染土壌による健康被害の防止を図るため、土壤汚染対策法に基づき、水質汚濁防止法に定める有害物質の使用特定施設を廃止した場合や、一定規模（3,000㎡）以上の土地の掘削等を行おうとする際に提出される届出書を審査し、その土地が有害物質で汚染されていると認める場合には、土地所有者等に対し、土壤汚染状況調査命令を行っています。また、これらの調査の結果、有害物質による土壤汚染が確認された場合は、区域を指定するとともに、必要に応じ、人の健康被害が生じないよう適切な措置を指示することとしています。
- 水質汚濁防止法、熊本県地下水保全条例に基づく立入検査等により、対象事業場等における有害物質の管理状況や排水基準遵守状況等を把握し、土壤汚染の未然防止を図っています。
- 熊本平野西部地域における地盤沈下の実態把握のため、昭和53年度から地盤変動状況の調査を実施（平成6年度から熊本市が継続調査実施。現在では5年ごとに調査。）しています。昭和50年代の前半からの約30年で30cm近く沈下した地域が見られます。（図4-16）

図4-16 熊本市における累計地盤沈下の推移



出典：「熊本の環境」（環境白書）をもとに水環境課作成

課 題

- 土壤汚染については、工場・事業場などで使用される有害物質の取扱い及び処理方法などについて、より一層の指導を行っていく必要があります。
- 土壤汚染に関する対策技術や情報を更に収集、提供する必要があります。
- 地盤沈下については、今後も状況を把握していくとともに、防止のための地下水量の保全対策を進める必要があります。

施策の方向性

- 水質汚濁防止法、熊本県地下水保全条例に基づき、有害物質の管理状況や排水基準遵守状況等を把握し、土壌汚染の未然防止に取り組みます。
- 土壌汚染対策法の理解促進のため、熊本県ホームページでの周知・情報提供や、研修会の開催などに取り組みます。
- 農用地の土壌汚染対策として、汚染米生産のおそれのある地域について農用地土壌汚染対策地域の指定に向けた関係機関との協議に取り組みます。
- 熊本市などによる熊本平野西部地域地盤変動状況調査の分析など地盤沈下状況の把握に取り組みます。
- 地盤沈下の防止のため、熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく地下水かん養対策や節水、地下水採取量の抑制に取り組みます。

【土壌汚染と地盤沈下の対策の推進に係る基本目標】

- 土壌汚染を防止します
- 地盤沈下の実態を把握し、対策を講じます

【数値目標】

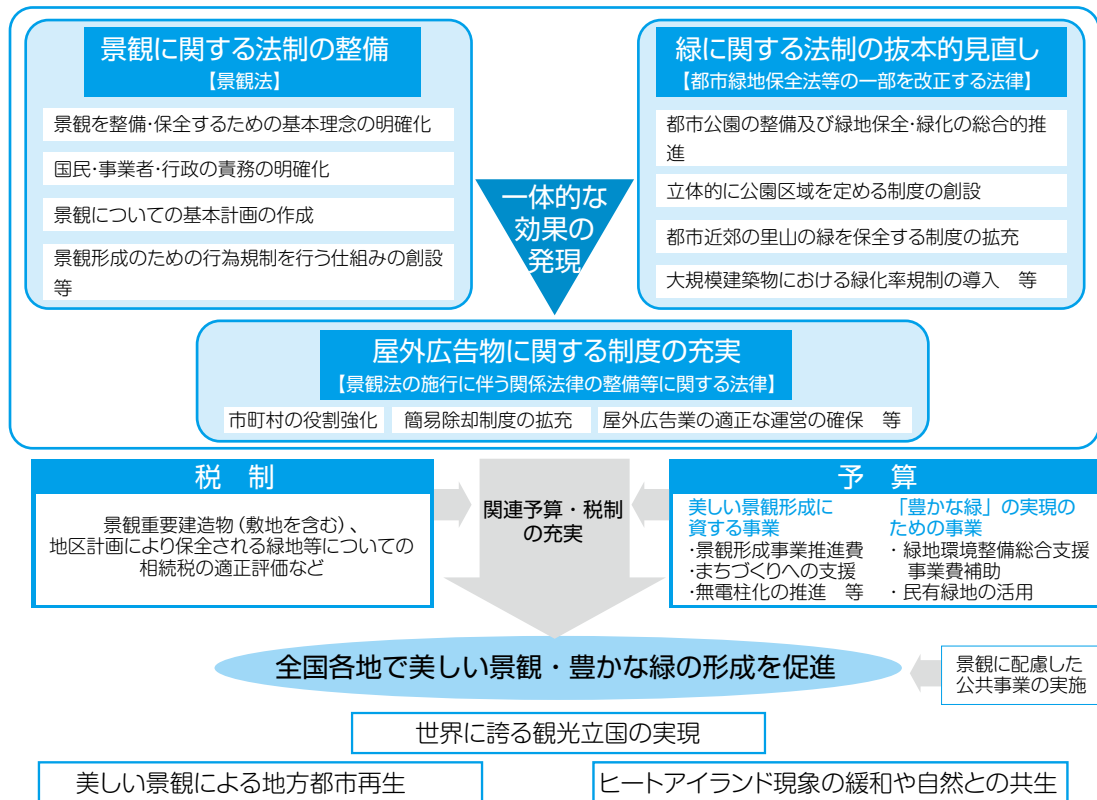
指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
土壌汚染に関する研修会、説明会の開催(年間)	6回 (H21)	2回	内部研修会及び外部向け説明会を各1回以上開催する。H21年度は法改正があった。
水質汚濁防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場の立入検査件数(年間)	426件 (H21)	400件以上	規制対象約980工場等に概ね2～3年に1回立入検査
熊本県地下水保全条例に基づく対象事業場立入検査件数(年間)	99件 (H21)	80件以上	原則として毎年監視する。対象事業場は減少傾向。

第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造

現 状

- 森林をはじめとする緑は、豊かな心を育み、生活に潤いを与えるなど人間生活の基盤に関わる重要な役割を果たしています。
- 都市部における緑のオープンスペースとしての公園は、自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションの場であるとともに、災害時の避難地としての役割やヒートアイランド現象を和らげるなど多様な機能を有しており、健全で安全な生活環境を確保するうえで重要となっています。
- 地域の緑化については、公共事業等景観形成指針等に基づく公共施設の緑化推進とともに、住宅地や工場など民間施設の緑化も推進しています。

図4-17 景観緑三法について



出典：国土交通省ホームページ

課 題

- 山村での過疎化・高齢化の浸透、木材価格の低迷による林業経営意欲の減退などにより、森林の適正な維持・管理が困難な状況になっています。
- 都市公園や緑地の整備を推進する必要があります。
- 市民緑地制度が活用されるよう制度の周知を図る必要があります。
- 日常生活において憩いの場、ゆとりの空間となるような公園、広場、水辺などのオープンスペースの整備を進める必要があります。

施策の方向性

- 都市公園整備を推進します。
- 風致地区、市民緑地公園等の制度活用を推進します。
- 道路事業、街路事業における植栽の実施など地域に適した公共施設や道路における緑化の質の向上に努めます。
- 河川における修景、親水機能を考慮した水とふれあう空間整備の推進に努めます。
- 花いっぱい運動、緑化ボランティア、屋上緑化、景観形成等に関する助成などにより、くまもと緑・景観協働機構と協力して、県民が行う緑化活動等への支援に取り組みます。

【緑と水のある生活空間の保全・創造に係る基本目標】

◎市街地における緑や水辺のやすらぎ空間を保全・創造します

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
県民1人当たりの都市公園面積	9.59㎡ (H21)	10㎡	都市公園法による住民一人当たりの都市公園面積の標準
緑化技術講習会の参加人数 (年間100人)	50人程度 (H21)	100人	講習会の参加者を増加させることで、公共施設における緑化の増進と管理の適正化を図る

第9節 良好な景観の保全・創造

現 状

- 県では潤いのある快適な環境の形成を目指して、昭和56年度に「熊本県環境美化条例」を制定し、この条例の精神を受けて昭和60年度に「くまもと緑の3倍増計画」の策定や熊本県屋外広告物条例の大幅な改正を行っています。
- さらに、より総合的な景観対策として、昭和62年度に「熊本県景観条例」を制定して、県民、事業者、行政が一体となった景観形成活動を推進するとともに、平成6年度には「熊本県景観整備基本計画」を策定し、平成7年度からは「くまもと101景づくり事業」を34市町村で実施するなどより良い景観の創造に努めています。
- 地方公共団体の自主的な景観条例の制定の増加等を踏まえ、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造を目的とした「景観法」が制定され、平成17年6月から全面施行されています。
- 本県では景観法に基づく制度へ移行するため、熊本県景観条例を一部改正するとともに、条例に基づく新たな計画として「熊本県景観計画」を策定し、平成20年4月に施行しました。さらに、平成21年10月には今後10年間の景観づくりの基本目標や施策を盛り込んだ「景観づくり基本計画」を策定しました。

課 題

- 景観形成には県民の意識の高揚が不可欠であり、これまでの普及啓発事業を引き続き行っていく必要があります。
- 良好な景観の形成には、地域住民に近い市町村が景観行政の中心的役割を担うことが望ましいことから、市町村の景観行政団体への移行を支援し、市町村の取組強化を一層図る必要があります。
- 熊本県屋外広告物条例などの普及啓発の徹底や違反広告物対策のための各地域振興局における指導・取締体制の充実を図っていく必要があります。
- 電線の地中化を行うに当たって、電線管理者や道路専用事業者との協議調整に時間を要する状況となっています。

施策の方向性

- 景観行政団体移行や自主条例制定に取り組む市町村の支援に取り組みます。
- 熊本県景観条例及び熊本県景観計画に基づいた届出制度による指導の徹底に努めます。
- 熊本県公共事業等景観形成指針の周知を図り、良好な景観づくりに資する公共事業を推進します。
- 熊本県景観条例に基づき、景観形成住民協定等活動支援事業等により、景観形成住民協定の普及と活用を促進します。

- 熊本県屋外広告物条例に基づき、違反広告物に対する指導・取締の強化に努め、景観保全を推進します。
- 意識啓発、普及のため、以下について取り組みます。
 - ・くまもと景観賞を実施します。
 - ・景観アドバイザー派遣(※)を実施します。
 - ・広報による熊本県屋外広告物条例等の周知徹底に努めます。
 - ・違反広告物除却サポーター制度の普及に努めます。
- くまもとアートポリス建築塾や市民大学等を通じた県民への周知、建築ガイドの育成などくまもとアートポリス構想に基づく景観に配慮した建築物の整備を推進します。
- 無電柱化ガイドラインに基づく電線共同溝の整備を推進します。

(※) 景観アドバイザー派遣

市町村の景観行政に関する取組や県民の景観形成活動に関して専門的アドバイスが必要であるとき、景観形成に関して専門的知識、経験を持つアドバイザーを県が派遣する制度です。

【良好な景観の保全・創造に係る基本目標】

◎熊本らしい特色のある美しい景観を形成します

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
景観行政団体移行や自主条例に取り組む市町村数 (累計)	7市町村 (H21)	18市町村(※) (※)熊本県景観づくり基本計画の H30年度末の目標値から推計	熊本県景観づくり基本計画(H21.10策定)では、景観行政に取り組む市町村がH30年度末に過半数(24市町村以上)となることを目指している。

第10節 文化財の保存と活用の推進

現 状

- 県内には、有明海沿岸の貝塚、様々な文様が描かれた装飾古墳、古代朝鮮式の山城である鞠智城跡などの「史跡」、全国的にも貴重な石橋などの「建造物」、阿蘇の農耕祭事などの「無形民俗文化財」が数多く存在しています。特に、重要な文化財については、国や県、市町村で指定を行いその保護に努めています。平成22年5月現在で、国指定132件、県指定383件、市町村指定では2,000件を超えています。
- また、「九州・山口の近代化産業遺産群」や「阿蘇－火山との共生とその文化的景観」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」など世界文化遺産への登録に向けた様々な取組も進められています。
- 改正「文化財保護法」が平成17年4月から施行され、文化財の保護対象として、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された文化的景観、例えば棚田、里山、用水路などが新たに位置付けられています。

表4-2 熊本県内指定文化財等集計表

平成22年5月1日現在

種 別	有 形 文 化 財												小計	合計
	建造	棟	計	絵画	書跡	典籍	文書	彫刻	工芸	考古	歴史			
国 指 定	29	59	29	2	9	0	3	11	5	4	1	35	64	
県 指 定	46	28	46	11	30	0	3	52	56	13	4	169	215	
市町村指定	485	100	485	39	66	4	93	207	147	81	67	704	1,189	
総 計	560	187	560	52	105	4	99	270	208	98	72	908	1,468	
	無 形 文化財	民俗文化財			記 念 物				文化的 景 観	伝 建	保 技	総 計		
種 別	無形	有形	無形	小計	史跡	名勝	天然	小計	小計	伝建	保技			
国 指 定	1	0	2	2	36	7	21	64	1	0	0	132		
県 指 定	4	9	36	45	82	1	36	119	0	0	0	383		
市町村指定	4	40	224	264	536	31	265	832	0	0	0	2,289		
総 計	9	49	262	311	654	39	322	1,015	1	0	0	2,804		

※国・天然記念物には、地域を定めず指定したものを含む。

※国・無形文化財は総合指定（能楽・日本能楽協会・東京）1件を含んだ数字。

出典：文化課作成

課 題

- 県内には貴重な文化財が数多く存在していますが、地元の人々にとっては身近すぎて、その価値が十分に認識されていない状況にあります。
- 身近にある貴重な文化財を地域づくりなどにつなげていくために、更なる保存・活用を行い、引き続き、文化財に対する県民の愛護心や知識の向上を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 文化財の適切な保存と継承のため、以下に取り組みます。
 - ・県民の意識向上等普及啓発を推進します。
 - ・熊本県文化財保護指導委員による巡視点検を実施します。
 - ・重要文化的景観（棚田、里山、用水路等）の選定を推進します。
 - ・調査、整備を継承します。
 - ・広報、PRを推進します。
 - ・県立装飾古墳館や温故創生館、県立美術館等の展示内容の更新に努めます。
- 「九州・山口の近代化産業遺産群」や「阿蘇－火山との共生とその文化的景観」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」などの世界文化遺産登録に向けた取組を推進します。
- 鞠智城跡の保存・活用を推進します。

【文化財の保存と活用の推進に係る基本目標】

◎貴重な文化財の保存と活用を図ります

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
文化財保護大会回数 (年間)	1回 (H21)	1回	年1回、市町村の文化財保護担当者、文化財保護指導委員が一堂に会する機会を捉え、文化財保護意識の高揚と保存・活用に関する研修を実施する。
文化財保護に関する研修会 回数(年間)	10回 (H21)	10回	文化財保護の啓発
文化財巡視点検箇所数 (毎月)	184か所 (H21)	189か所	国指定文化財及び重要遺跡（貴重な埋蔵文化財包蔵地）の合計189箇所を巡視対象として設定
史跡鞠智城の入館者数 (年間)	107,109人 (H21)	10万人	文化財の普及活用の推進